

調 定 票

担当者	係長		1 / 1
起 案	16 年 6 月 29 日	決 裁	16 年 6 月 29 日

調定をする 警察会計課長	課 員
-----------------	-----

件 名	平成 16 年度 雑収 /		
調定予定日	平成 16 年 6 月 29 日 /	納付目的	
納入通知書等 発行予定日	平成 16 年 6 月 29 日 /		
納 期 限	平成 16 年 6 月 30 日 /		不適正支出等に係る返納 /
調定番号	115		
年度 会計 款 項 目 節	平成 16 年度 / 01 一般会計 / 14 諸収入 / 07 雑入 / 02 雑入 / 69 雑収 /	(662510)	(収入方法) 納入通知書 / (出力先) 端末 /
		調 定 額	10,267,010 円
納入者	〒 420-8601 / 静岡県静岡市追手町 / 9-6 / 静岡県警察本部 警務部総務課長 杉山 靖 /		
摘 要	1. 平成7年度及び平成10年度から平成12年度における総務課の不適正な旅費執行について、使途先の裏付けが取れなかった額、及び妥当性を欠く食糧費の執行額に法定利息を加算した額並びに関係者から提出された額を加えて返納する。(金額 8,227,010 円) 2. 平成8年度及び平成9年度における総務課の旅費執行について、当時の関係者から提出された額を返納する。(金額 2,040,000 円)		

調 定 票

担当者	係長		1 / 1
起 案	16年10月5日	決 裁	16年10月5日

調定をする
警察会計課長

課 員

件 名	平成 16年度 / 雑収 /		
調定予定日	平成 16年 10月 5日 /	納付目的	
納入通知書等 発行予定日	平成 16年 10月 5日 /		
納 期 限	平成 16年 10月 6日 /		不適正支出に係る返納 /
調定番号	226		
年度	平成 16年度 /	(収入方法)	納入通知書 /
会計	01 一般会計 /	(出力先)	端末 /
款 項	14 諸収入 /		
目 的	07 雑入 /		
節	02 雑入 /		
	69 雑収 /	調 定 額	13,110,000 円

納入者

〒 420-8601 /
静岡県静岡市追手町 /
9-6 /

静岡県警察本部 / 警務部会計課 / 次長 / 平田泰久 /

摘 要

平成7年度及び平成10年度から平成12年度における然務課の不適正な旅費執行額
及び平成7年度における然務課の食糧費執行のうち会議名が不明なものの3件の金額から、
平成16年6月30日返還済みの部分を差し引いた額に法定利息を加算した金額を返還
する

※納付場所等は、裏面を御覧ください。

納入通知書兼領収書

納入者住所氏名

420-8601

静岡市追手町 9-6

静岡県警察本部 警務部総務課長 杉山 靖 様

納期限

平成16年 6月30日

金

額

10,267,010円

ただし、雑収
不適正支出等に係る返納

年度	平成16年度				
会計	一般会計				
科目	款 14	項 07	目 02	節 69	
所属名	警務部会計課 7935				
課定番号	115-	1			

上記の金額を納期限までに納めてください。

平成16年 6月29日

静岡県知事

上記の金額を領収しました。

指定
静岡県指定代理金融機関
収納代理



※納付場所等は、裏面を御覧ください。

納入通知書兼領収書

納入者住所氏名

420-8601

静岡市追手町 9-6

静岡県警察本部 警務部会計課 次長 平田泰久 様

納期限
平成16年10月6日

金額
13,110,000円

ただし、雑収
不適正支出に係る返納

年度	平成16年度				
会計	一般会計				
科目	款 14	項 07	目 02	節 69	
所属名	警務部会計課				
	7935				
調定番号	226	1			

上記の金額を納期限までに納めてください。

平成16年10月5日
静岡県知事

上記の金額を領収しました。

指定
静岡県指定代理金融機関
収納代理



返 還 金 内 訳

区分	不適正等執行額	既返還額	今回返還基礎額	利息	今回返還額計
旅費平成7年度	9,401,075 円	3,159,043 円	6,242,032 円	3,210,852 円	9,452,884 円
〃 平成10年度	1,352,467 円	330,000 円	1,022,467 円	315,114 円	1,337,581 円
〃 平成11年度	1,231,783 円	320,000 円	911,783 円	224,202 円	1,135,985 円
〃 平成12年度	605,243 円	81,303 円	523,940 円	115,439 円	639,379 円
旅費計	12,590,568 円	3,890,346 円	8,700,222 円	3,865,607 円	12,565,829 円
食糧費5千円超分		1,012,177 円			
食糧費の3件分	633,586 円	注 287,107 円	346,479 円	178,227 円	524,706 円
今回返還額合計					13,090,535 円

注:食糧費の既返還額、1,012,177円に含まれている。
(利息は9月30日現在で計算したものである。)

平成7年度における警察本部総務課の
旅費、食糧費等執行状況の調査結果報告書

平成16年4月16日

静岡県警察予算執行調査委員会

平成16年4月16日

平成7年度における警察本部総務課の旅費、食糧費等執行状況の
調査結果について

平成7年度における警察本部総務課の不適正な旅費執行及び妥当性を欠く食糧費執行等
に対する調査結果については、次のとおりである。

1 調査概要

(1) 調査対象

- ア 平成7年度警察本部総務課の旅費
- イ 平成7年度警察本部総務課の食糧費
- ウ 平成7年度警察本部総務課の使用料及び賃借料

(2) 調査対象者

- ア 旅費
平成7年度に総務課で旅費を執行していた職員等33人
- イ 食糧費
平成7年度に総務課及び会計課で勤務していた職員13人

(3) 調査項目

- ア 警察本部総務課旅費の執行状況
- イ 警察本部総務課における架空の旅費執行額等の費消内容
- ウ 警察本部総務課食糧費の執行状況

(4) 調査方法

- ア 調査体制
調査班は、当初25人により編制、その後31人体制に増強
- イ 調査期間
平成15年12月1日～4月9日
- ウ 聴取調査及び裏付調査
旅行の実態及び費消内容の聴取調査並びに裏付調査

2 調査結果

(1) 旅費について

ア 旅費の執行実態

総務課において、延べ1,846人が旅行し、13,449,343円が支出されているが、そ
の実態は、下表のとおりである。

	旅費総執行額	適正執行額	不適正執行額
総務課旅費執行	13,449,343円	4,048,268円	9,401,075円

イ 不適正旅費の捻出実態

旅費事務担当者が総務課幹部の指示に基づき、課員の印鑑を一括管理し、架空の旅費請求文書を作成していた。

その形態は下表のとおりである。

		件数	支給額	適正執行額	不適正執行額
旅行の実態が確認できたもの		395	3,547,481	3,547,481	0
捻出形態	旅行の実態がなかったもの	308	8,654,376	0	8,654,376
	旅行の実態はあるが、旅行者の人数を上乗せしたもの	24	782,337	317,933	464,404
	旅行の実態はあるが、宿泊日数を上乗せしたもの	4	355,450	134,314	221,136
	公用車による旅行を交通機関利用としたもの	5	109,699	48,540	61,159
	小 計	341	9,901,862	500,787	9,401,075
計		736	13,449,343	4,048,268	9,401,075

ウ 捻出金の保管・管理状況

捻出された現金は、旅費事務担当者から次長に手渡され、次長が机の引出内に手提げ金庫により現金で保管していた。保管された現金は、本部長の激励費等に支出されていた。

なお、捻出金の出納については、現金出納簿により記帳されていたが、既に廃棄されている。

エ 捻出金の流用状況

捻出された9,401,075円は、総務課幹部からの聞き取りから、本部長激励費、本部長慶弔費、事務機器等購入経費、残業時夜食代、タクシー代等に流用したとの供述を得たことから、それぞれの費目について、その裏付調査を実施した結果、6,242,032円については、流用の裏付けが取れ、金額が特定できたが、残り3,159,043円については、裏付けが十分とれなかった。

	捻出金	裏付けが取れた額	裏付けができなかった額
金 額	9,401,075円	6,242,032円	3,159,043円

オ 流用の理由

総務課幹部からの聞き取りでは、「捜査活動や警戒警備活動等に従事する現場警察官の士気を鼓舞し、労苦に報いたい、物品購入等の手間を省きたい、課員の様々な要求に応えたい」等の安易な考えから流用したものであり、会計経理を管理監督

する立場のある職員に公金の取扱いに関する認識の甘さ、意識の低さがあったことが、本件事案の原因であったと認められる。

(2) 食糧費について

会計法規上の正規な執行手続きを経ていること及び当時は食糧費執行基準等の規定はなく、費用の総額が予算残高の範囲内で支出可能額であれば執行していたという当時の運用基準から判断すると不適正な執行とはいえないものと思料される。

しかし、その後の判例に照らし、一人当たりの飲食費が5,000円を超えるものは、社会通念上、妥当性を欠くと判断した。

なお、食糧費の執行実態に関する調査結果は、下表のとおりである。

	執 行 額		一人当たり5,000円を超える飲食費の合計		一人当たり5,000円を超えた部分の額	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
総務課食糧費執行	31	4,384,080円	7	2,162,144円	7	1,012,177円

(3) 使用料及び賃借料について

5件、410,707円執行しているが、支出票、請求書に執行日又は支出目的が記載されており、いずれも事実関係が認められ、適正な執行であった。

3 返還金

不適正な旅費執行額のうち、裏付けが取れず個別の金額の特定に至らなかった分の3,159,043円及び食糧費のうち、妥当性を欠くと判断した一人当たり5,000円を超える額の1,012,177円については、当時の関係幹部により返還することとする。ただし、平成7年度から平成15年度までを一連のものとしてとらえる必要があることから、総務課に係る全ての調査を終了した時点で法定利息を加算した額を返還することとする。

なお、旅費と食糧費の返還合計額4,171,220円に法定利息を加算した額（平成16年4月1日現在）の試算は下表のとおりである。

	返還基礎金額	同左の法定利息加算額	備 考
旅 費	3,159,043円	4,667,350円	加算額はH16.4.1現在
食糧費	1,012,177円	1,495,451円	"
計	4,171,220円	6,162,801円	"

4 今後の調査方針

- (1) 平成16年5月末を目処に平成8～15年度総務課の旅費及び食糧費に関する調査を終了させたい。
- (2) 平成16年中を目処に平成10～15年度全所属の旅費（国費及び県費）及び食糧費並びに捜査費（国費）、捜査用報償費（県費）に関する調査を終了させたい。

検出金の使途調査結果表

		金 額	備 考
旅費支給額		13,449,343	736件、延べ1,846人
適正支給額		4,048,268	395件、延べ876人
不適正執行額		9,401,075	341件、延べ970人
本部長激励費		4,930,000	各種事件検挙等激励 160件、延べ253所属
本部長慶弔費	香 典	85,000	職員(OBを含む。)又はその家族の死亡に係るもの 8件
	生 花 代	61,800	" 4件
	花 輪 代	61,800	" 4件
	弔 電	174,825	" 175件
	祝 電	69,843	職員の婚姻に係るもの 93件
	小 計	453,268	
事 務 機 器 等		449,080	総務課で使用了なもの ワープロ 189,520円、パソコン 259,560円
本部長公舎植木剪定		200,600	17人工
雑 誌 (週刊誌)		68,780	本部長室来客用 6誌
雑 誌 (月刊誌)		15,880	" 2誌
生 け 花		51,500	本部長室用 週1回
観 葉 植 物		72,924	本部長室用等 大鉢1鉢、小鉢6鉢
計		6,242,032	
返 還 すべきもの	本部長激励費		推計 1,680,000円
	本部長慶弔費		推計 450,000円
	事 務 機 器 等		推計 60,000円
	残業時夜食代		推計 150,000円
	タクシー代		推計 120,000円
	本部長公舎修繕代		推計 250,000円
	お茶・コーヒー代		推計 60,000円
	部外来訪者食事代		推計 80,000円
	部外来訪者土産		推計 150,000円
	総務課慰労会費		推計 100,000円
	使途が特定できなかったもの		推計 69,043円
計		3,159,043	

平成8年度から平成15年度における警察本部
総務課の旅費、食糧費執行状況の調査結果報告書

平成16年6月25日

静岡県警察予算執行調査委員会

平成16年6月25日

平成8年度から平成15年度における警察本部総務課の旅費、食糧費
執行状況の調査結果について

平成8年度から平成15年度における警察本部総務課の旅費及び食糧費の執行状況等に
対する調査結果については、次のとおりである。

1. 調査概要

(1) 調査対象

- ア 平成8年度から平成15年度における警察本部総務課の旅費
イ 平成8年度から平成15年度における警察本部総務課の食糧費

(2) 調査対象者

ア 旅費

	対象者		対象者		対象者
平成8年度	24人	平成11年度	27人	平成14年度	31人
平成9年度	24人	平成12年度	30人	平成15年度	30人
平成10年度	35人	平成13年度	29人	計	230人

イ 食糧費

	対 象 者				対 象 者		
	総務課	会計課	計		総務課	会計課	計
平成8年度		1人	1人	平成12年度		1人	1人
平成9年度		1人	1人	平成13年度	1人	1人	2人
平成10年度	1人	2人	3人	平成14年度	2人	1人	3人
平成11年度		1人	1人	平成15年度	1人	1人	2人
				計	5人	9人	14人

(3) 調査項目

- ア 警察本部総務課旅費の執行状況
イ 警察本部総務課における架空の旅費執行額等の費消内容
ウ 警察本部総務課食糧費の執行状況

(4) 調査方法

ア 調査体制

調査班は、87人体制により実施

イ 調査期間

平成16年4月5日～6月10日

ウ 聴取調査及び裏付調査

旅行の実態及び費消内容の聴取調査並びに裏付調査

2 調査結果

(1) 旅費について

ア 旅費の執行実態

平成8年度から平成15年度における警察本部総務課の旅費について、執行実態を調査した結果は下記のとおりである。

(7) 平成8年度及び平成9年度

平成8年度の調査対象者24人、平成9年度の調査対象者24人について、延べ107回に渡り聴取調査を行うなど、旅行実態を解明すべく最大限の努力をしたが、当時の書類が年数経過により廃棄されていること、関係者の記憶が明確でないことにより、旅費総執行額並びに不適正執行額等は特定できなかった。

(4) 平成10年度乃至平成15年度

平成10年度から平成12年8月までの間、架空の旅費請求文書を作成し、不適正な執行により捻出金を作っていたが、その金額は下表のとおりである。

	旅費総執行額	適正執行額	不適正執行額
平成10年度	5,594,420円	4,241,953円	1,352,467円
平成11年度	5,224,213円	3,992,430円	1,231,783円
平成12年度	3,923,811円	3,318,568円	605,243円
平成13年度	3,369,068円	3,369,068円	0円
平成14年度	3,628,146円	3,628,146円	0円
平成15年度	3,450,877円	3,450,877円	0円
計	25,190,535円	22,001,042円	3,189,493円

イ 不適正旅費の捻出実態

旅費事務担当者が、一部の課員の印鑑、通帳を預かり、架空の旅費を捻出していた。

その形態は下表のとおりである。

		年度	人数	支給額	適正執行額	不適正執行額
旅行の実態が確認できたもの		⑩	850	4,189,853円	4,189,853円	0円
		⑪	785	3,947,930円	3,947,930円	0円
		⑫	823	3,318,568円	3,318,568円	0円
小 計			2,458	11,456,351円	11,456,351円	0円
検 出 形 態	旅行の実態が なかったもの	⑩	209	1,259,145円	0円	1,259,145円
		⑪	212	1,167,562円	0円	1,167,562円
		⑫	112	605,243円	0円	605,243円
	公用車による 旅行を交通機 関利用とした もの	⑩	30	145,422円	52,100円	93,322円
		⑪	24	108,721円	44,500円	64,221円
		⑫	0	0円	0円	0円
	小 計		587	3,286,093円	96,600円	3,189,493円
計			3,045	14,742,444円	11,552,951円	3,189,493円

ウ 検出金の保管・管理状況

検出された現金は、旅費事務担当者から次長に手渡され、次長が机の引出内手提金庫により現金で保管していた。保管された現金は、課長の指示により、本部長の激励費等に支出されていた。

なお、検出金の出納については、現金出納簿により記帳されていたが、既に廃棄されている。

エ 引継状況

平成7年度の調査結果から平成8年春季の定期異動時における検出金の引継について約138万円の引継があったことが判明しているが、平成9年については、関係者の記憶が判然とせず、解明できなかった。

平成10年春季の定期異動時における検出金の引継について、前任及び後任の幹部に対する聞き取りからは、約15万円の引継があったとの供述を得ている。

オ 検出金の流用状況

引継された約15万円及び検出された3,189,493円は、総務課幹部からの聞き取りから、本部長激励費、本部長慶弔費、電気製品等購入経費、本部長来訪者用雑誌購入経費、部外来訪者用記念品代、交通安全パッチ、部外来訪者土産代等に流用したとの供述を得たことから、それぞれの費目について、その裏付調査を実施した結果、2,608,190円については、流用の裏付けが取れ、金額が特定できたが、残り731,303円については、裏付けが十分取れなかった。

	捻 出 金		流 用 額	
	引継額 (⑨→⑩)	⑩～⑫	裏付けが取れた額	裏付けが取れなかった額
金 額	150,000円	3,189,493円	2,608,190円	731,303円

カ 流用の理由

総務課幹部からの聞き取りでは、「捜査活動や警戒警備活動等に従事する現場警察官の士気を鼓舞し、労苦に報いたい、物品購入等の手間を省きたい、課員の様々な要求に応えたい。」等の考えから流用したものであり、総務課長をはじめ、会計経理を管理監督する立場にある職員に公金の取扱いに関する認識の甘さ、意識の低さがあったことが、本件事案の原因であったと認められる。

(2) 食糧費について

平成8年度から平成15年度における警察本部総務課の食糧費について、執行実態を調査した結果は下記のとおりである。

ア 平成8年度及び平成9年度

平成8年度及び平成9年度に支出された食糧費については、当時の書類が年数経過により廃棄されているため、その総額、執行実態が確認できなかった。

イ 平成10年度乃至平成15年度

平成10年度から平成15年度における食糧費の執行実態に関する調査結果は、下表のとおりであるが、1人当たりの執行額が5,000円を超える妥当性を欠く執行はなかった。

	執 行 額			執 行 額	
	件数	金 額		件数	金 額
平成10年度	52	1,015,665円	平成13年度	1	4,000円
平成11年度	0	0円	平成14年度	2	5,670円
平成12年度	0	0円	平成15年度	1	3,990円
計				56	1,029,325円

3 返還金

(1) 平成7年度、平成10年度乃至平成12年度

不適正な旅費執行額のうち、裏付けが取れず個別の金額の特定に至らなかった平成7年度分の3,159,043円及び食糧費のうち、妥当性を欠くと判断した一人当たり5,000円を超える額の1,012,177円並びに平成10年度から平成15年度の裏付けが取れず個別の金額の特定に至らなかった731,303円については、当時の関係幹部により法定利息を加算した額を返還することとする。

なお、平成7年度の旅費と食糧費及び平成10年度から平成12年度までの旅費の返還合計額4,902,523円に法定利息を加算（平成16年6月1日現在）した試算額は下表のとおりである。

	年度	返還基礎金額	同左の法定利息加算額
旅 費	⑦	3,159,043円	4,706,240円
	⑩	330,000円	424,683円
	⑪	320,000円	392,203円
	⑫	81,303円	97,647円
	小計	3,890,346円	5,620,773円
食 糧 費		1,012,177円	1,507,908円
計		4,902,523円	7,128,681円

(2) 平成8年度、平成9年度

平成8年度及び平成9年度については、関係書類が既に廃棄されており、旅費執行額、執行内容等は不明であるが、不適正支出による捻出金があったと推定される。

当時の関係幹部も責任を痛感し、自発的に県に返還金を拠出したいとの意向があり、平成8年度及び平成9年度分として2,040,000円の拠出金が寄せられた。

(3) 県への返還

(1)の法定利息加算後の合計額7,128,681円を示し、関係職員に拠出金を募ったところ、(2)の2,040,000円とあわせ、合計約1,000万円が集まり、当該金額を6月30日に県に返還することとした。

4 関係職員の内部処分

平成7年度から平成12年度における総務課旅費の不適正執行に関わる職員13人について、本日、内部処分を行った。

5 今後の調査方針

平成16年12月初旬を目処に平成10～15年度全所属の旅費及び食糧費並びに捜査費に関する調査を終了する予定である。

検出金の使途調査結果表

		平成10年度	平成11年度	平成12年度	計	備 考
引 続 額 (繰越額)		150,000	(69,037)	(125,180)	150,000	
旅費支給額		5,594,420	5,224,213	3,923,811	14,742,444	⑩1,089人、⑪1,021人、⑫935人
適正支給額		4,241,953	3,992,430	3,318,568	11,552,951	⑩850人、⑪785人、⑫823人
不適正執行額		1,352,467	1,231,783	605,243	3,189,493	⑩239人、⑪236人、⑫112人
本部長激励費		930,000	670,000	590,000	2,190,000	各種事件検挙等激励 ⑩35件85所属、⑪25件46所属、⑫23件48所属
本部長慶弔費	香 典	15,000	10,000	10,000	35,000	職員(OBを含む。)又はその家族の死亡に係るもの ⑩2件、⑪1件、⑫1件
	生 花 代		21,000		21,000	" ⑩1件
	小 計	15,000	31,000	10,000	56,000	
電 気 製 品 等		60,710			60,710	本棚 8,000円、加湿器 46,200円、 電気ストーブ 6,510円
雑 誌 (週刊誌)		44,170	43,970	21,820	109,960	本部長室来客用 3誌
生 け 花		53,550	54,600	27,300	135,450	本部長室用
県外応援部隊激励品 (夏みかん)			56,070		56,070	植樹祭警衛署備県外応援部隊激励品 20箱 × 2,670円 × 1.05
計		1,103,430	855,640	649,120	2,608,190	
返還すべきもの	本部長激励費	180,000	130,000	80,000	390,000	(推計)
	部外来訪者用記念品 (ペーパーウェイト)		130,000		130,000	(推計)
	交通安全パッチ (駿河のスーさん)		60,000		60,000	(推計)
	部外来訪者土産代	150,000			150,000	(推計)
	使途が特定できな かったもの			1,303	1,303	(推計)
	計	330,000	320,000	81,303	731,303	